第明三治二十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第１５０号
青森県弘前市大字浜の町西２丁目10番地26
債務者　後藤菜々枝
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１６０号
青森県弘前市大字小沢字広野78番地１
債務者　中澤　晃治
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７９号
神奈川県横須賀市長沢３丁目10番15号　トクゼムハイツ203
債務者　間山　清一
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８７号
神奈川県横須賀市芦名２丁目６番３―303号
債務者　矢口　　香
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８９号
神奈川県横須賀市岩戸３丁目27番５号　サニーハイツ202
債務者　下山　久美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１５１号
神奈川県横須賀市平作７丁目10―22　カサプリマベラ106号室、住民票上の住所神奈川県横須賀市岩戸３丁目17番６－１号
債務者　山中　菜穂
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９３号
島根県安来市伯太町未明171番地
債務者　長瀬　春樹
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４７号
島根県雲南市大東町大東653番地１
債務者　高島　康雄
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５０号
松江市南田町８番地26
債務者　米田　和枝
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１０号
岐阜県揖斐郡池田町白鳥568番地
債務者　椙山司舞子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
徳島市南沖洲３丁目６番22―２号
債務者　室　　志麻
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６２号
和歌山市松島209番地の１　ジョイフル松島102号
債務者　松井ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８１号
和歌山市栄谷451番地の１
債務者　山本　朋子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３９４号
和歌山県紀の川市花野376番地４
債務者　島津　治美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３９６号
和歌山市島51番地の２　川永団地19棟102号
債務者　古下サチ子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４００号
和歌山県橋本市神野々109番地の119
債務者　高山順子こと　髙　　明順
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４０１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺234番地の10
債務者　山下　一章
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４０２号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺234番地の10
債務者　山下眞喜子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係